平成２８年（フ）第４０４号
宮崎市吉村町曽師中甲3111番地２　ルーチェⅢ102号
債務者　上之浦　純
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４０５号
宮崎市吉村町曽師中甲3111番地２　ルーチェⅢ102号
債務者　上之浦愛美
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４４８号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目20番１―802号
債務者　佐藤　慎也
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４５２号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目７番12号（笹サンシャインコーポ205号）
債務者　迫田　智浩
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４６０号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目23番２号（第一有馬ハイツ102号）
債務者　古川　　徹
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４６２号
鹿児島県鹿児島市武３丁目17番13号（中間アパート１Ｆ１号）
債務者　椎井　文芳
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
鹿児島県肝属郡肝付町後田5375番地　花神荘
債務者　柞木　耕造
法定代理人成年後見人　本多淳太郎
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
岩手県花巻市不動町１丁目３番地６　不動タウンＡ棟、旧住所福島市宮代字乳児池71番地県住３号棟402号室
債務者　後藤　美穂（旧姓篠崎）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第２２８号
長野県松本市寿台５丁目８番５号
債務者　高橋けさ美
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第９２号
長野県飯田市松尾城5089番地１（ヒルズ城３号）
債務者　米山　嘉一
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第２７０号
兵庫県宝塚市伊子志２丁目２番５号　ルミナス公和101、前住所兵庫県宝塚市小浜４丁目１番10号
債務者　和田　卓也
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４号
兵庫県伊丹市池尻４丁目１番地５　リテラシティ218号
債務者　島橋　梨恵
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６７９号
兵庫県西宮市甲子園口６丁目16番12―201号、前住所兵庫県西宮市上甲子園５丁目８番１―102号
債務者　佐伯　啓二
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７０１号
兵庫県西宮市松風町５番８―203号
債務者　前川　順一
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７号
兵庫県尼崎市久々知３丁目25番１―105号
債務者　本田　文恵
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８号
兵庫県尼崎市若王寺１丁目12番４号　南畑文化106号
債務者　岸本　竹広
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４号
高知県高岡郡中土佐町久礼6628番地４
債務者　櫻井　憲一
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
高知地方裁判所須崎支部